

## 第3回

# 老人保健事業の見直しに関する検討会

## 一 会 議 資 料 一

平成16年8月23日（月）

厚生労働省老健局

## 資料目次

- |      |          |
|------|----------|
| 資料 1 | 石井委員提出資料 |
| 資料 2 | 藤野委員提出資料 |
| 資料 3 | 大川委員提出資料 |
| 資料 4 | 中村委員提出資料 |

# 資料 1

石井委員提出資料

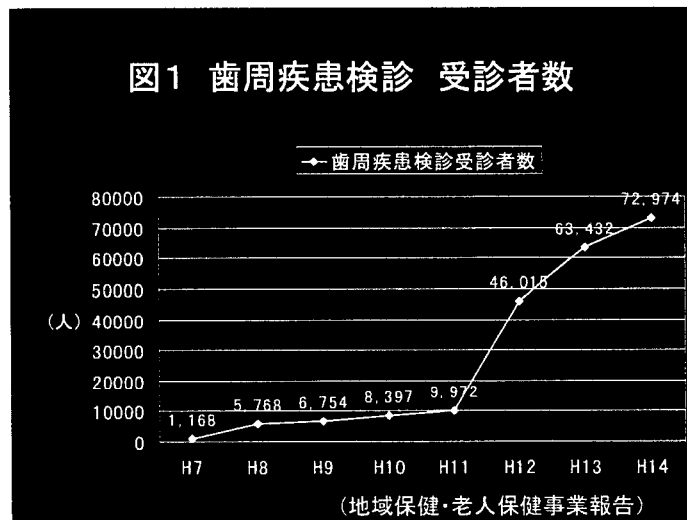
# 老人保健事業における歯科保健対策

日本歯科医師会 石井みどり

## 1 現状と課題

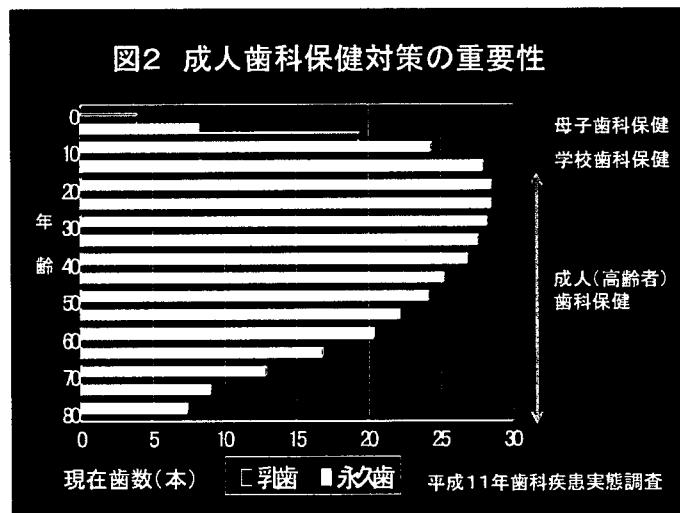
### (1) 老人保健事業における歯周疾患検診 (図1)

- 平成7年 総合健康診査の項目として歯周疾患検診を追加(保健事業第3次計画中間見直し)  
⇒ 医科と歯科の「全ての項目を実施」という使いづらさから実施率が低調
- 平成12年 歯周疾患検診が節目検診(40歳及び50歳)として独立(保健事業第4次計画)  
⇒ 平成14年の受診者数は11年の7.3倍に増加
- 平成16年 歯周疾患検診の対象者 40歳、50歳、60歳及び70歳に拡大



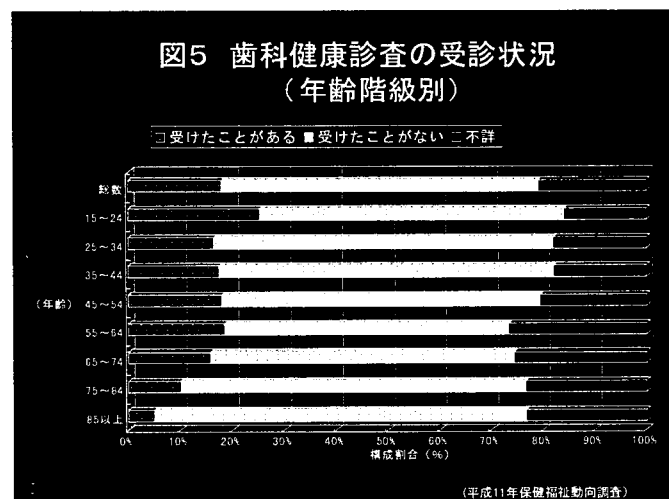
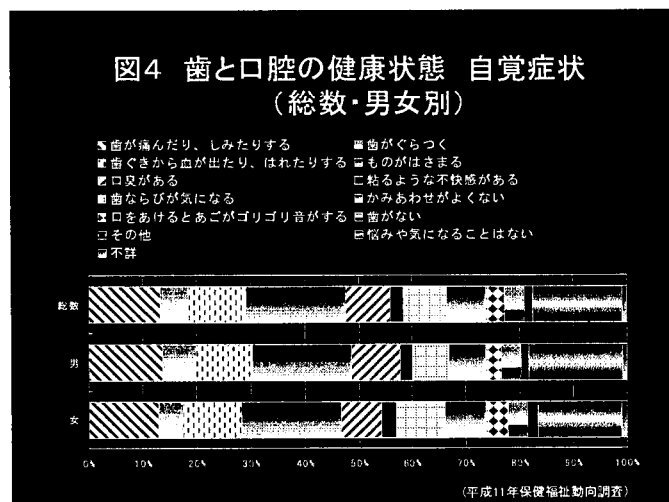
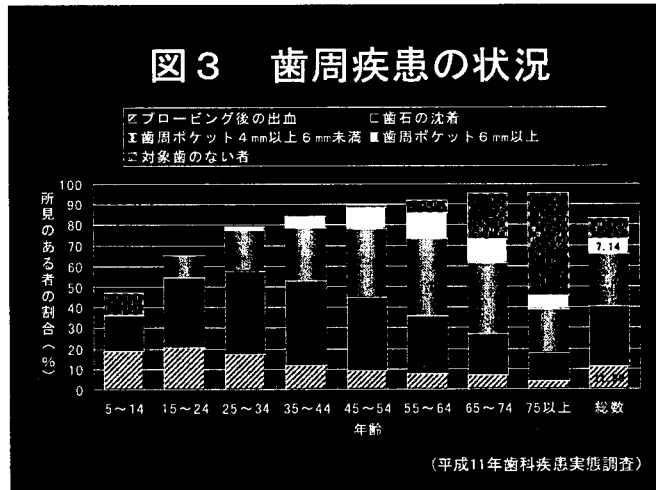
### (2) 成人歯科保健対策の重要性 (図2)

- 現在歯数は40歳から50歳で2.5本減少し、60歳では3.6本、70歳では7.6本、80歳では5.2本減少しており、80歳以上の人の平均現在歯数は約8本(図2)
- 永久歯は60歳代から急激に喪失するが、その半数以上は歯周疾患が原因  
⇒ 歯周疾患予防の観点から、歯周疾患が急増する20歳、30歳代からの成人歯科保健対策が必要



(3) 課題

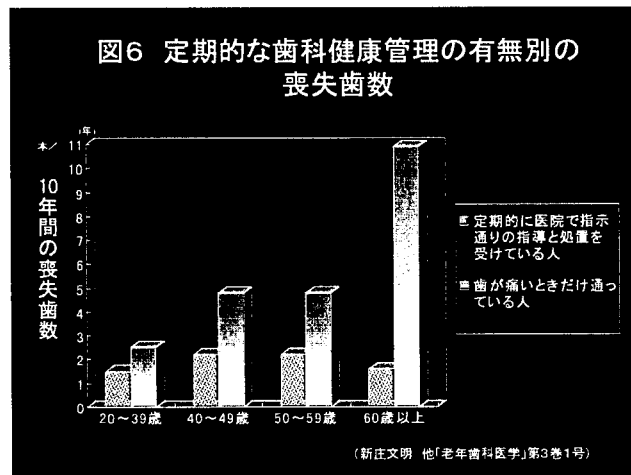
① 図2に示すように歯周疾患（4mm以上の歯周ポケットを持つ者）の有病率は、45歳から74歳で4割以上と高い。また、歯と口について悩みや気になることがある人も8割以上（図3）である。しかし、最近1年間に歯科健診を受けた人は2割以下と少なく、また、基本健康診査と異なり65歳以上では受診率が低下している（図5）。



② 老人保健事業の歯周疾患検診の要精検者率は約 70%、要指導者率は約 14%であり、自覚症状のない早期に歯周疾患を見つけて、必要な歯科保健指導及び歯科保健管理を受ける有効な機会となっている。

しかし、歯周疾患検診は 10 年に 1 回のため制度として浸透しにくく、受診率は概ね 4%と非常に低い。基本健康診査の受診率と比較しても極めて低い現状である。

③ 定期的な歯科健診と健康管理によって歯の喪失を 1/10 に抑えることができる(図6)。健診が 10 年に 1 回ではその効果が現れにくい。また、健診結果に応じた効果的なフォローアップも困難である。

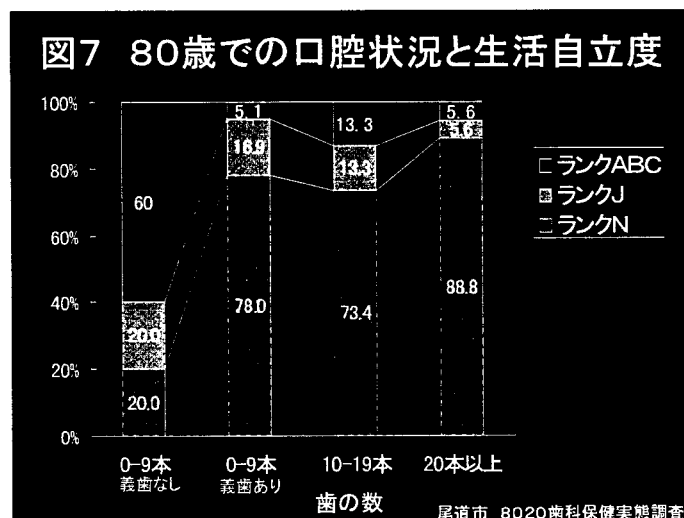


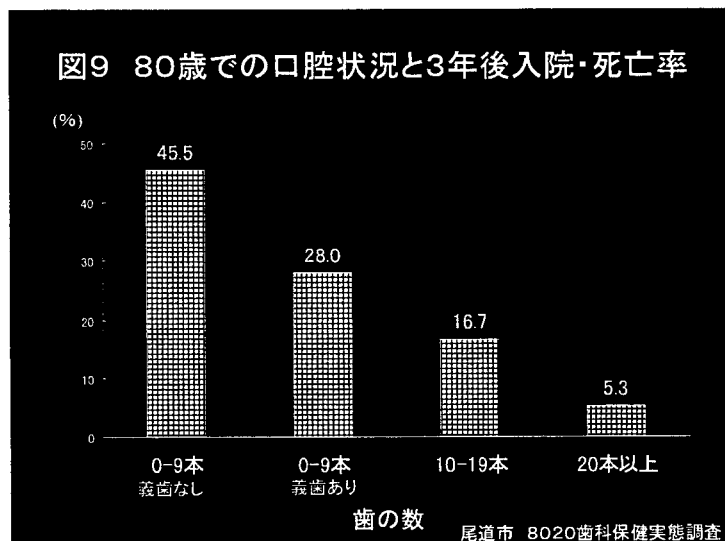
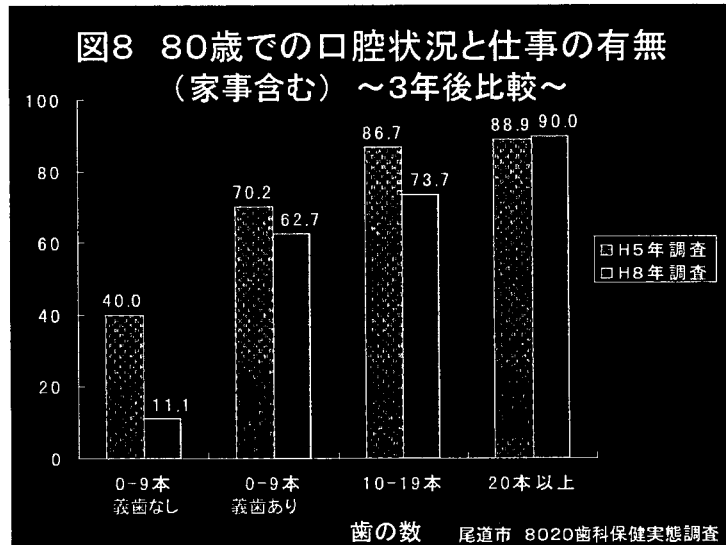
有所見者が多く、気になる人も多い。定期的な管理が効果的であることも明らかである。歯科健診の機会がない60歳から70歳の10年間で7.6本もの歯が失われてしまう。「歯周疾患検診」は10年に1回でよしとする根拠はない。

## 2 「健康な85歳」を目指して

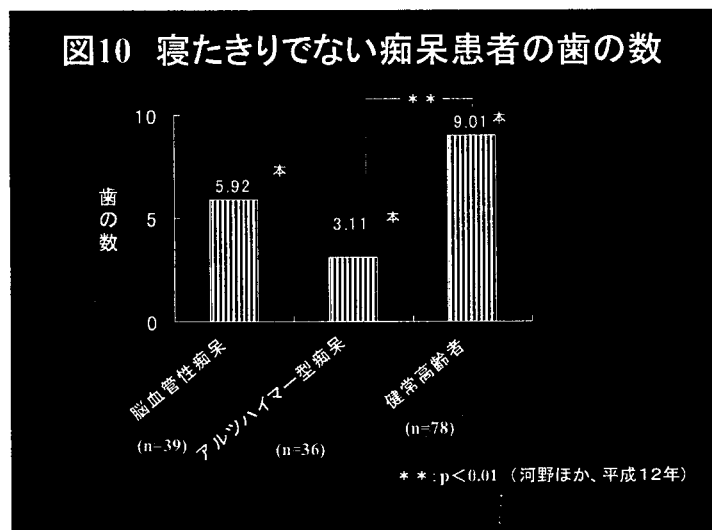
### (1) 歯と口の健康と全身との関連

① 80歳で歯が少ない人は寝たきり者が多い(図7)。また、「8020」達成者は3年後も仕事をもっている人が多く(図8)、死亡又は入院者が少ない(図9)。

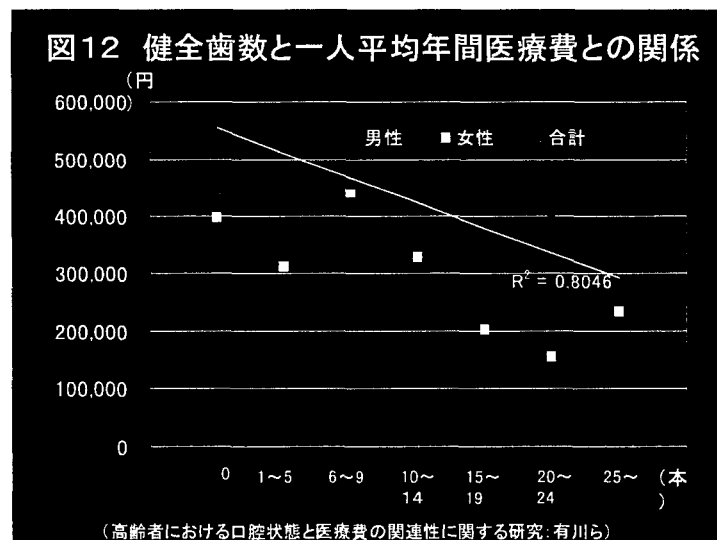
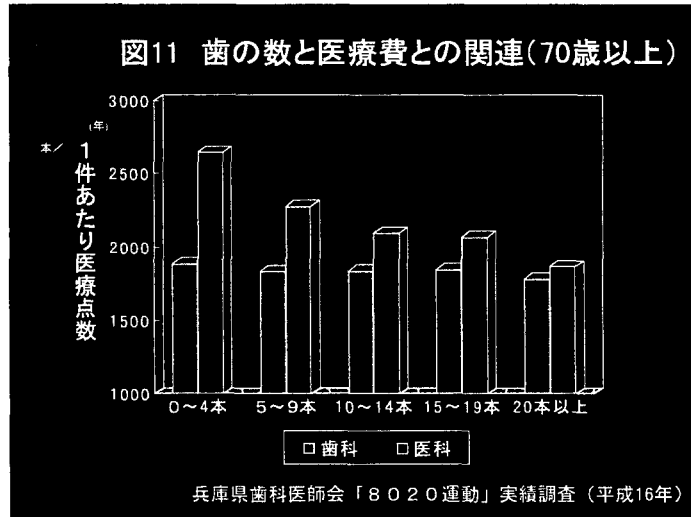




② アルツハイマー型痴呆の患者は歯の数が少ない(図 10)など、歯の喪失と痴呆との関連が報告されている。



- ③ 70歳以上で20本以上の歯がある人は医療費が少なく(図11)、医療費と歯の数には負の相関がある(図12)。



☆ 歯と口の健康は「健康な85歳」に大きく寄与する

(2) 歯科疾患は生活習慣病

- う蝕(むし歯)や歯周疾患は、食生活や喫煙等の生活習慣に強く影響される。
- 高血圧や糖尿病等の疾患は歯周疾患の増悪要因となり、歯周疾患は糖尿病の治療効果の抑制要因となるなど、他の生活習慣病との相互関係がある。

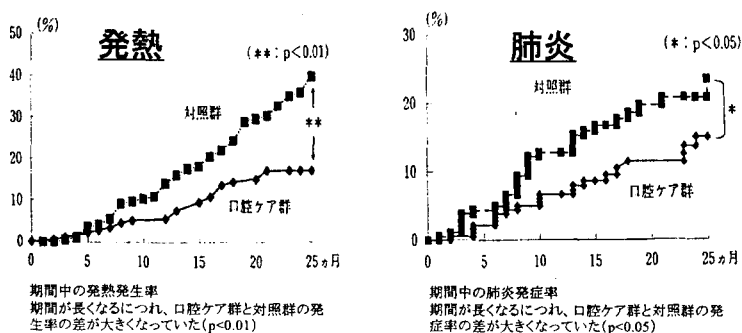
☆ 老人保健事業の歯科保健対策は、生活習慣病予防対策の一環として体系化すべき



### (3) 口腔ケアで介護予防

- 歯の痛みや動揺、歯の喪失による咀嚼機能の低下は、食欲不振による低栄養の原因となる。また、歯が無ければ発音が不明瞭となり、他人との交流の妨げ、閉じこもりの一因ともなる。
- 高齢者に対する口腔ケアは誤嚥性肺炎予防に効果的であり、身体的、精神的活動の維持や改善の効果も示唆している。

図13 要介護高齢者に対する口腔衛生の誤嚥性肺炎予防効果に関する研究  
 - RCT法による2年間の介入疫学研究 -

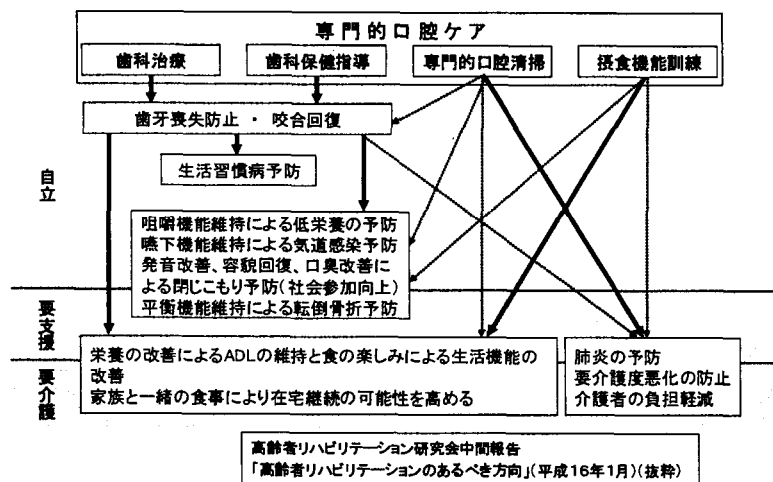


米山武義、吉田光由、佐々木秀忠 他

出典:①JAGS 50:430-433,2002 ②日歯医学会誌 20,58-68,2001 ③Abstract The Lancet vol 354 August 7,1999

- 高齢者リハビリテーション研究会報告書にあるとおり、専門的口腔ケア（歯科治療、歯科保健指導、専門的口腔清掃、摂食機能訓練）は、低栄養、転倒・骨折、気道感染、閉じこもりに対する介護予防効果がある。今後は、歯科医師、歯科衛生士による専門的口腔ケアを充実させ、高齢者の健康と生活機能の向上を図る必要がある。

#### 専門的口腔ケアが高齢者の健康や生活機能に与える効果



☆ 高齢者にとって「食べることは生きること」

### 3 提 言

★ 今後の老人保健事業は「生活習慣病予防」と「介護予防」の役割を明確化すべき

#### (1) 生活習慣病予防として求められる歯科保健対策

- ① 歯周疾患検診の対象者を 40 歳以上全てに拡大
- ② 健診のフォローアップとして「歯周疾患健康教育」「歯周疾患健康相談」の充実

☆ 今後の老人保健事業は「健康日本21」の目標達成に向けた実施計画 ☆

- 定期的に歯科健診を受ける人の増加（30%以上）
- 定期的に歯石除去や歯面清掃を受ける人の増加（30%以上）
- ⇒ 進行した歯周疾患に罹患している人の割合を3割減少

#### (2) 介護予防として求められる歯科保健対策

☆ 「寝たきり者」の口腔ケアから「介護予防」の口腔ケアへ ☆

- 専門的口腔ケアによる低栄養、転倒・骨折、気道感染、閉じこもり予防
- ⇒ 「介護予防・生活支援事業」と一体的に実施

- ① 介護保険非該当者を対象とした口腔ケアを実施
- ② 介護予防・生活支援事業の参加者等に対する「訪問口腔衛生指導」を充実  
(津村委員の提案にもあるように、今後の訪問指導は介護予防の視点を重視すべき)

## 資料 2

藤野委員提出資料

## 運動器検診プログラム

日本臨床整形外科医会 副理事長 藤野圭司

### 「目的」

運動器(骨・関節・筋)が主原因で要介護に至る危険性のある高齢者を早期に発見し、生活習慣の改善・指導をおこなう。同時に予防的運動器リハビリテーションを継続しておこなうことにより、要介護状態となることを防止する。

また運動器検診事業をつうじて高齢期における日常運動の重要性を啓発する。

### 「具体的プログラムと受診者推計」

#### 1. 一次検診

1)問診表による選別 1000万人 → 500万人

##### 問診項目

- ・骨折ならびに運動器疾患の既往歴
- ・運動器の痛み(腰・膝等)
- ・過去1年間の転倒の既往の有無
- ・過去1年間の身長が減少が1cm以上

以上4項目のうち1項目でもあれば専門医による一次検診とする。

2)専門医による一次検診 500万人 → 要精査300万人

##### 検診項目

- ・脊椎変形・膝の変形等の視診・触診
- ・片脚起立時間
- ・up and go テスト

2. 専門医による二次検診 300万人

##### 検診項目

- ・骨密度(要すれば骨代謝マーカー)
- ・腰椎・膝関節レントゲン
- ・運動器全般のメディカルチェック

異常なし → 100万人

要指導 → 100万人

要医療 → 100万人

#### プログラム作成にあたっての留意事項

1. 運動器疾患による生活機能低下の誘因は二つに大別できる。一つは加齢変化としての変形性関節症や腰痛症により徐々に運動機能低下が進み廃用症候群と言われる経過をとりながら、慢性的に機能低下に陥ってゆくものである。  
もう一つは加齢とともに進行する骨粗鬆症が基礎にあり、軽微な外力によって引き起こされる骨折(大腿骨頸部骨折、脊椎圧迫骨折により急激に機能低下に陥っていくものである。  
運動器検診を継続的に行なうためにはこれらのリスクを有するものを短時間で効率良く、また低コストでピックアップする必要がある。
2. 要指導となったものは郡市町村の医療施設、健康増進施設等における機能訓練が適切と考える。ただし、運動器リハビリテーション実施にあたっては専門医の指導による個々に適したプログラム作成が必要である。また運動指導には専門の知識をもったものがあたることが重要である。
3. 要医療、要指導となり予防的運動器リハビリテーションを実施しているものについて、3ヶ月に一度の改善度評価を行なう事を義務づける。
4. 検診時、既に運動器疾患で専門医において治療を受けているものについては予防検診の目的であるので除外する。